

総務省

「通信・放送の在り方に関する懇談会」事務局御中

追加クエスチョネアへのご回答について

平成18年4月6日  
日本電信電話株式会社

1 NTTは株主のものであって国民のものではないというご発言があったが、NTT（持株、東、西会社）は、NTT法により総務省の監督を受ける特殊会社であり、さらに同法によって1／3の株式を政府が保有することが義務づけられている。これは、NTTが公共性を担う存在であることを意味しているはずである。

改めて和田社長のご発言の真意を伺いたい。

（回答）

- ・ NTTは、NTT法により、株式の1／3以上を政府が保有する義務があり、また、ユニバーサルサービスの提供や研究の推進・成果の普及という責務が課されており、これまでこの責務の遂行に努めることにより公共的使命を果たしてきたが、今後も同様に対処していく考えである。
- ・ 他方、電電公社時代に敷設した設備等の資産については、民営化時点で、これを株式に置き換えて国が一旦全株式を保有したが、その後株式は数次にわたって売却された結果、現在では、2／3は政府以外の一般株主に保有され、そのうちの1／3は外国人株主に保有されており、アクセス設備を含めNTT全体があたかも国民共有の資産であるかのような主張は事実と反するものと考えている。

2 和田社長は現在のNTTグループの組織について、「矛盾はあるものの、耐えられないものでなく、当面現行の体制でしのいでいく」という趣旨のご発言をされた。現在のNTTグループの体系において具体的にどのような矛盾があると考えているのか、また当面しのいでいけるといふ具体的な論拠は何か、またどのような状況になれば、現在の組織体制では対応できないと考えているのか、ご発言の真意を伺いたい。

(回答)

- ・ IP化の進展に伴い、県内／県間、固定／移動等の区分は消滅しつつある（現在のグループの組織体制との矛盾を生じつつある）が、NTTとしては、急速に高まりつつあるサービスの融合化・ワンストップ化に対するユーザーニーズへの対応の緊急性を考慮して、現行法の枠組みの下でグループ各社の連携・リソースの有効活用を図ることにより、効率的な次世代ネットワークを一日も早く構築していくこととしたものである。
- ・ 現行法ではNTT東・西に対して業務範囲規制が課されており、県内・県外シームレスな新たなIPネットワークサービスの提供にあたっては活用業務の認可を得ることが必要な場合がある。しかし、ネットワークのオープン化等により他事業者がアクセス区間を含めたシームレスなIPネットワークサービスを現に提供している競争環境を考慮すれば、NTT東・西が活用業務の枠組みの下でシームレスなIPサービスを提供することを制約する理由はなく、また、そうした制約を課すことはユーザー利益にも結びつかないと考えている。
- ・ また、固定・移動の融合についても、グループ各社の連携・リソースの有効活用を図ることにより、現行法の枠内で公正競争条件を確保しつつ対応していくことが可能であると考えている。

(別添)

貴懇談会が3月13日に実施された公開ヒアリングの際に、(社)日本ケーブルテレビ連盟より、通信事業者による優越的地位の濫用など不公正競争の懸念がある事例があるとの発言があった。NTTとしては、同連盟に対して、具体的事例があるのであれば解決に向けて取り組むために該当事例を教えていただくよう要請をしたところであるが、同連盟からは、匿名を前提としたアンケートに基づく発言であり、事業者名やエリア名を含む具体的な事例の提示はできない、旨のご回答を頂いている状況にあることをご報告する。